

証券コード 3723
2025年12月2日

株主各位

東京都立川市曙町二丁目8番18号
日本ファルコム株式会社
代表取締役社長 近藤季洋

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.falcom.co.jp/ir>

（メニューより「株主総会資料」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（銘柄名（会社名）に「日本ファルコム」または「コード」に「3723」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」の「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月18日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 東京都立川市曙町二丁目14番16号

　　ホテルエミシア東京立川 4階 カルログランデ

3. 目的事項

報告事項 第24期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度のゲーム関連業界におきましては、世界のゲーム市場が足踏み状態にあるなか、Nintendo Switch 2の登場により家庭用ゲーム市場を中心に盛り上がりを見せており、eスポーツ市場や国内PCゲーム市場の拡大が続いているほか、国内外ともにゲームコンテンツ（IP）の今後の展開が期待されている状況にあります。競争は厳しい一方で、優良なコンテンツの引き合いは総じて堅調に推移しております。当社におきましては、ユーザーの方々に喜んでいただけるゲームコンテンツ・ゲームソフトづくりにこだわり、その制作に邁進してまいりました。

その結果、当事業年度は音楽アルバムとして「英雄伝説 界（かい）の軌跡 -Farewell, 0 Zemuria-（フェアウェル オー ゼムリア）オリジナルサウンドトラック」「ZEMURIA GRAND ODYSSEY 19999-XXXXX」を、PlayStation 5 向けに「イースVIII -Lacrimosa of DANA-（ラクリモサ オブ ダーナ）」「イースIX -Monstrum NOX-（モンストルム ノクス）」「英雄伝説 閃（せん）の軌跡III」「英雄伝説 閃の軌跡IV -THE END OF SAGA-」「英雄伝説 創（はじまり）の軌跡」を、Nintendo Switch 向けに「イース・メモワール -セルセタの樹海-」、Nintendo Switch 2 向けに「イースX -Proud NORDICS-（プラウド ノーディクス）」を発売しました。そして、累計販売数900万本を超える「軌跡」シリーズ最新作「空（そら）の軌跡 the 1st（ザ・ファースト）」を Nintendo Switch / Nintendo Switch 2 / PS5 / Steam 向けに、当社初の試みとして全世界同時発売を展開いたしました。引き続き、グローバルに当社ゲームコンテンツを活用し、北米・欧州・アジア地域への展開やスマートフォン向けアプリのほか、アニメなどのメディア展開、他社コンテンツとのコラボレーション企画、各種イベントを開催するなど、様々な展開を推し進めてまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,612百万円（前期比3.5%増）、営業利益は1,340百万円（同8.1%増）、経常利益は1,364百万円（同9.7%増）、当期純利益は903百万円（同6.0%増）となりました。

部門別の概況は以下のとおりであります。

#### ＜製品部門＞

当事業年度は、音楽作品として「英雄伝説 界の軌跡 -Farewell, 0 Zemuria- オリジナルサウンドトラック」と「ZEMURIA GRAND ODYSSEY 19999-XXXXX」を発売したほか、PS5 向けに「イースVIII -Lacrimosa of DANA-」「イースIX -Monstrum NOX-」「英雄伝説 閃の軌跡III」「英雄伝説 閃の軌跡IV -THE END OF SAGA-」「英雄伝説 創の軌跡」の5タイトルを発売。2025年5月には Nintendo Switch 向けに「イース・メモワール -セルセタの樹海-」、2025年7月には Nintendo Switch 2 向けに「イースX -Proud NORDICS-」を、2025年9月には「空の軌跡 the 1st」を、Nintendo Switch/Nintendo Switch 2/PS5/Steam 向けに全世界同時発売をいたしました。

以上の結果、製品部門の当事業年度の売上高は、731百万円（前期比13.2%増）となりました。

#### ＜ライセンス部門＞

当社ゲームコンテンツの様々なプラットフォームへの展開、当社キャラクターを利用した商品へのライセンス許諾などを行うライセンス部門では、PS5/PlayStation 4/Nintendo Switch/PC・Steam 向けに「イースX -NORDICS-（ノーディクス）」繁体字簡体字中国語版及び韓国語版、PS5/PS4/Nintendo Switch/PC・Steam 向けに「英雄伝説 創の軌跡」英語版、PS4/Nintendo Switch/PC・Steam 向けに「英雄伝説 零（ぜろ）の軌跡」英語版、「英雄伝説 碧（あお）の軌跡」英語版などを販売しました。そのほか、旧タイトルのPCゲーム英語版ダウンロード販売や、「イースVIII -Lacrimosa of DANA-」「イースIX -Monstrum NOX-」「英雄伝説 閃の軌跡III」「英雄伝説 閃の軌跡IV -THE END OF SAGA-」「東京ザナドゥ eX+（エクスプラス）」の英語版や、スマートフォン向け RPG「英雄伝説 ガガーブトリロジー」なども引き続き展開しております。

2024年10月にPS5/PS4/Nintendo Switch/PC・Steam 向けに「イースX -NORDICS-」英仏語版を、2025年1月には Nintendo Switch/PS5/PS4 向けに「イース・メモワール -フェルガナの誓い-」英語版、Steam 向けに「英雄伝説 界の

軌跡 -Farewell, O Zemuria-」 繁体字中国語版及び韓国語版を発売したほか、2025年2月にPS5／PS4／Nintendo Switch／PC・Steam 向け「英雄伝説 黎（くろ）の軌跡II -CRIMSON SiN-」英語版を、2025年8月に Nintendo Switch 2／Steam 向けに「イースX -Proud NORDICS-」 繁体字簡体字中国語版及び韓国語版を発売いたしました。そして「空の軌跡 the 1st」につきましては、2025年9月に Nintendo Switch／Nintendo Switch 2／PS5／Steam 向け全世界同時発売を展開いたしました。そのほか、新規ライセンス案件の契約締結も進んでおります。

以上の結果、ライセンス部門の当事業年度の売上高は、1,881百万円（前期比0.2%増）となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分            | 第21期<br>(2022年9月期) | 第22期<br>(2023年9月期) | 第23期<br>(2024年9月期) | 第24期<br>(当期)<br>(2025年9月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 売上高(千円)       | 2,533,808          | 2,473,584          | 2,524,519          | 2,612,982                  |
| 当期純利益(千円)     | 1,027,651          | 911,343            | 852,213            | 903,682                    |
| 1株当たり当期純利益(円) | 99円97銭             | 88円65銭             | 82円90銭             | 87円91銭                     |
| 総資産(千円)       | 9,690,331          | 10,128,316         | 10,703,043         | 11,495,220                 |
| 純資産(千円)       | 8,826,837          | 9,532,527          | 10,179,145         | 10,877,198                 |
| 1株当たり純資産額(円)  | 858円66銭            | 927円32銭            | 990円22銭            | 1,058円13銭                  |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 人材育成

コンテンツメーカーとしての競争力をさらに高めるためにも人材の採用及び育成に注力します。業界のなかでも老舗として培ってきた多くのノウハウ、技術、価値観を着実に伝えて、組織の中核を担える人材の育成に取り組みます。

### ② スピード経営の実現

企画・開発・広報・販売といった一連の業務サイクルをより的確かつスピード的に進めることで、社内の活性化を一層促すとともに、コンテンツ及びサービスを供給するペースをさらに向上してまいります。

### ③ ブランドの進化

当社の保有するゲームコンテンツ及びサービスを、パソコン、家庭用ゲーム機、スマートフォン、オンラインゲームといった各種プラットフォームへ幅広く展開してまいります。自社開発及びライセンス許諾を国内外で効果的に行うことで、ブランドの認知度を高めるとともに収益の最大化を図ります。

### ④ 広告・広報活動

当社のコンテンツ及びサービスを広く知ってもらうべく、費用対効果を見極めながら、広告宣伝及び広報活動を強化してまいります。これにより企業としての知名度もさらに高め、ライセンス許諾、他社との提携、人材獲得といった事業展開を有利に進めるべく邁進してまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2025年9月30日現在)

当社はゲームソフトの企画、制作、開発及び販売を主たる業務としており、製品部門及びライセンス部門の2部門によって事業活動を展開しております。

**(6) 主要な営業所及び工場** (2025年9月30日現在)

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都立川市 |
|----|--------|

**(7) 使用人の状況** (2025年9月30日現在)

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 69名     | 3名増       | 39.3歳   | 14.8年  |

(注) 使用人数は就業員数であります。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 34,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,280,000株
- (3) 株主数 4,060名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                                     | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------------------------------------|------------|--------|
| 株式会社日本ファルコムホールディングス                                     | 4,160,000株 | 40.46% |
| 加藤圭                                                     | 1,073,900  | 10.44  |
| 加藤翔                                                     | 1,070,000  | 10.40  |
| 五味大輔                                                    | 466,100    | 4.53   |
| KOREA SECURITIES DEPOSITORY                             | 412,500    | 4.01   |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                                 | 203,700    | 1.98   |
| 株式会社SBI証券                                               | 187,477    | 1.82   |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT | 167,450    | 1.62   |
| 石川三恵子                                                   | 151,300    | 1.47   |
| NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC                         | 151,300    | 1.47   |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(2025年9月30日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|----------|-------|------------------------------|
| 代表取締役社長  | 近藤季洋  |                              |
| 専務取締役    | 中野貴司  |                              |
| 取締役      | 石川三恵子 | デザインユニット<br>エグゼクティブマネージャー    |
| 取締役      | 草野孝之  | クリエイティブユニット<br>クリエイティブディレクター |
| 取締役      | 谷逸平   | ㈱工画堂スタジオ代表取締役社長              |
| 常勤監査役    | 村山富男  | 税理士                          |
| 常勤監査役    | 中原嘉伸  |                              |
| 監査役      | 石原彰生  | ㈱眞ソフトウエア工房代表取締役              |

- (注) 1. 取締役谷逸平氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役村山富男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しているものであります。  
 3. 監査役石原彰生氏は、企業経営及び当業界における豊富な経験や識見する相当程度の知識を有しているものであります。  
 4. 常勤監査役村山富男氏及び監査役石原彰生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 5. 当社は、取締役谷逸平氏及び常勤監査役村山富男氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役

| 退任時の会社における地位 | 氏名   | 退任時の担当及び重要な兼職の状況      | 退任日         |
|--------------|------|-----------------------|-------------|
| 取締役会長        | 加藤正幸 | ㈱日本ファルコムホールディングス代表取締役 | 2024年12月15日 |

(注) 取締役会長加藤正幸氏は、逝去による退任であります。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を取締役会にて決議しており、その内容は次のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、固定の金銭報酬を基本報酬とし、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、当社の業績や各取締役の担当業務及びその内容、貢献度のほか、他社報酬や従業員給与の水準、経済情勢等を総合的に勘案して決定する。
- ・当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とする。
- ・当社の取締役の個人別の報酬等の額については、代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は上記の決定方針に基づき各取締役の支給額を決定する。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額          | 報酬等の種類別の総額      |          |          | 対象となる役員の員数 |
|------------------|-----------------|-----------------|----------|----------|------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 68百万円<br>(1百万円) | 68百万円<br>(1百万円) | —<br>(—) | —<br>(—) | 6名<br>(1名) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11百万円<br>(3百万円) | 11百万円<br>(3百万円) | —<br>(—) | —<br>(—) | 3名<br>(2名) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 79百万円<br>(4百万円) | 79百万円<br>(4百万円) | —<br>(—) | —<br>(—) | 9名<br>(3名) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2001年9月26日開催の臨時株主総会決議において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2001年9月26日開催の臨時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。
3. 取締役会は、代表取締役社長の近藤季洋に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認し、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役谷逸平氏は株式会社工画堂スタジオの代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社工画堂スタジオとの間には特別の利害関係はありません。
  - ・監査役石原彰生氏は株式会社呉ソフトウェア工房の代表取締役であります。なお、当社と株式会社呉ソフトウェア工房との間には特別の利害関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                     |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 谷逸平    | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。企業経営及び当業界における豊富な経験を通じて培われた見識から、取締役会において、客観的な立場で主に当社の経営に関して適宜発言を行っております。                                                                    |
| 常勤監査役 村山富男 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会8回のうち8回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計システム並びに内部監査について適宜発言を行っております。                 |
| 監査役 石原彰生   | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会8回のうち8回に出席いたしました。企業経営及び当業界における豊富な経験を通じて培われた見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計システム並びに内部監査について適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

| 区分                             | 支払額   |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 10百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠し、適正かつ健全に行われるために、取締役会は実効性ある内部統制システムの構築と、会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または、電磁的媒体で記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存、管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査担当者が部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行う。また、取締役会規程等に基づく職務権限、意思決定に関する規則により、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する専任スタッフを配置するとともに、必要に応じて管理部門のスタッフが補助する。

### (6) 監査役を補助する使用人の独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するスタッフに関する人事異動、人事評価懲戒処分等については、監査役の承認を得なければならない。監査役の職務を補助するスタッフは、取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。

### (7) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞無く監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

- (8) 監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び従業員に対し、監査役への報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当該報告の協力を行った者についても同様とする。
- (9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、関係部門において検討し、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は内部監査担当者と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて調査を求める、適切かつ効果的な監査業務の遂行を図る。
- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しており、当事業年度におきましては、以下のとおりであります。  
財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制の状況並びに法令遵守の状況においては、常勤監査役と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。  
また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部         |            |
|-----------------|------------|-----------------|------------|
| 科 目             | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
| 流 動 資 産         | 11,331,733 | 流 動 負 債         | 618,022    |
| 現 金 及 び 預 金     | 10,350,569 | 買 掛 金           | 84,493     |
| 売 掛 金           | 945,818    | 未 払 金           | 67,785     |
| 製 品             | 5,459      | 未 払 費 用         | 22,501     |
| 原 材 料           | 7,429      | 未 払 法 人 税 等     | 348,670    |
| 前 払 費 用         | 13,116     | 未 払 消 費 税 等     | 59,191     |
| そ の 他           | 9,340      | 契 約 負 債         | 54         |
| 固 定 資 産         | 163,486    | 預 り 金           | 8,325      |
| 有 形 固 定 資 産     | 33,689     | 賞 与 引 当 金       | 27,000     |
| 建 物 附 属 設 備     | 25,987     | 負 債 合 計         | 618,022    |
| 工具、器具及び備品       | 7,701      | 純 資 産 の 部       |            |
| 無 形 固 定 資 産     | 1,059      | 株 主 資 本         | 10,877,198 |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 302        | 資 本 金           | 164,130    |
| 電 話 加 入 権       | 757        | 資 本 剰 余 金       | 319,363    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 128,738    | 資 本 準 備 金       | 319,363    |
| 長 期 前 払 費 用     | 391        | 利 益 剰 余 金       | 10,394,100 |
| 縁 延 税 金 資 産     | 85,755     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 10,394,100 |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 42,590     | 別 途 積 立 金       | 710,000    |
| 資 産 合 計         | 11,495,220 | 縁 越 利 益 剰 余 金   | 9,684,100  |
|                 |            | 自 己 株 式         | △395       |
|                 |            | 純 資 産 合 計       | 10,877,198 |
|                 |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 11,495,220 |

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 2,612,982 |
| 売 上 原 価               | 310,737   |
| 売 上 総 利 益             | 2,302,244 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 961,467   |
| 営 業 利 益               | 1,340,777 |
| 営 業 外 収 益             | 23,878    |
| 経 常 利 益               | 1,364,655 |
| 特 別 損 失               | 26,036    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 1,338,618 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 457,015   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △22,079   |
| 当 期 純 利 益             | 434,936   |
|                       | 903,682   |

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 資本金           | 株主資本    |          |         |           |        | 純資産合計      |            |  |  |  |
|---------------|---------|----------|---------|-----------|--------|------------|------------|--|--|--|
|               | 資本剩余金   | 利益剩余金    |         | 自己株式      | 株主資本合計 |            |            |  |  |  |
|               | 資本準備金   | その他利益剩余金 |         |           |        |            |            |  |  |  |
|               |         | 別途積立金    | 繰越利益剩余金 |           |        |            |            |  |  |  |
| 2024年10月1日 残高 | 164,130 | 319,363  | 710,000 | 8,986,012 | △360   | 10,179,145 | 10,179,145 |  |  |  |
| 事業年度中の変動額     |         |          |         |           |        |            |            |  |  |  |
| 剰余金の配当        |         |          |         | △205,594  |        | △205,594   | △205,594   |  |  |  |
| 当期純利益         |         |          |         | 903,682   |        | 903,682    | 903,682    |  |  |  |
| 自己株式の取得       |         |          |         |           | △35    | △35        | △35        |  |  |  |
| 事業年度中の変動額合計   | —       | —        | —       | 698,088   | △35    | 698,052    | 698,052    |  |  |  |
| 2025年9月30日 残高 | 164,130 | 319,363  | 710,000 | 9,684,100 | △395   | 10,877,198 | 10,877,198 |  |  |  |

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品……………先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- 原材料……………先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………定率法によっております。（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。）なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年～18年

工具、器具及び備品 4年～8年

- 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点は、以下のとおりであります。

##### ① 製品部門

当社はゲームソフト等の企画、制作、開発及び販売を行っており、製品（ゲームソフト等）を顧客に提供しております。製品に対する支配を顧客が獲得した時点で履行義務が充足されますが、国内の販売においては「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

##### ② ライセンス部門

当社は自社制作のゲームソフト等のライセンス許諾を行っており、顧客とライセンス許諾契約を締結し、主に海外における制作、販売及び配信する権利等を供与しております。ライセンス許諾に係る収益のうち、返還不要の最低保証料については、ライセンスの供与時点において、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、ライセンス許諾に係る収益のうち、売上高等に基づくロイヤリティーに係る収益は、顧客の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

#### 2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 3. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 80,708千円 |
|----------------|----------|

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数   | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数    |
|-------|--------------|------------|------------|--------------|
| 普通株式  | 10,280,000 株 | － 株        | － 株        | 10,280,000 株 |

### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 296 株      | 27 株       | － 株        | 323 株     |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2024年12月19日開催の第23期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 205,594千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・配当原資 利益剰余金
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年12月20日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年12月18日開催の第24期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 205,593千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・配当原資 利益剰余金
- ・基準日 2025年9月30日
- ・効力発生日 2025年12月19日

## 6. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産)

|               |          |
|---------------|----------|
| 未払事業税損金不算入額   | 16,264千円 |
| 賞与引当金損金不算入額   | 8,267千円  |
| 棚卸資産評価損損金不算入額 | 7,964千円  |
| 減価償却超過額       | 35,325千円 |
| その他           | 17,933千円 |
| 繰延税金資産合計      | 85,755千円 |
| 繰延税金資産の純額     | 85,755千円 |

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定しております。

売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「敷金及び保証金」については、重要性に乏しいことから、記載を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類                          | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引内容               | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|------------|-------------------|-----------|--------------------|----------|-----|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | ㈱県ソフトウェア工房 | なし                | 役員の兼任     | ゲームソフト開発業務の一部委託(注) | 27,550   | 未払金 | 2,365    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 個別案件ごとに提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上、交渉により決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

|               | 当事業年度   |           |           |
|---------------|---------|-----------|-----------|
|               | 製品      | ライセンス     | 合計        |
| 日本            | 722,290 | 829,722   | 1,552,012 |
| アジア           | 2,500   | 66,826    | 69,326    |
| 北米・欧州         | 6,340   | 985,302   | 991,643   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 731,131 | 1,881,851 | 2,612,982 |
| その他の収益        | —       | —         | —         |
| 外部顧客への売上高     | 731,131 | 1,881,851 | 2,612,982 |

(注) 顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

|            | 当事業年度 |
|------------|-------|
| 契約負債（期首残高） | 2,828 |
| 契約負債（期末残高） | 54    |

契約負債は、顧客からの前受金に関するものであり、当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,828千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 当事業年度 |
|------|-------|
| 1年以内 | 54    |

**10. 1株当たり情報に関する注記**

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,058円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 87円91銭    |

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**12. その他の注記**

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

日本ファルコム株式会社  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

|        |       |      |
|--------|-------|------|
| 指定社員   | 公認会計士 | 鳥井 仁 |
| 業務執行社員 |       |      |
| 指定社員   | 公認会計士 | 森田 聰 |
| 業務執行社員 |       |      |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ファルコム株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のことおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

日本ファルコム株式会社 監査役会

常勤監査役 村山富男印  
常勤監査役 中原嘉伸印  
監査役 石原彰生印

(注) 常勤監査役村山富男氏及び監査役石原彰生氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして適切な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、普通配当10円に、記念配当（空の軌跡 the 1st記念及び軌跡シリーズ900万本突破記念）10円を加えた20円とさせていただきたく存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は205,593,540円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月19日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石原彰生氏は、任期満了となります。また、監査機能の充実を図るため、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

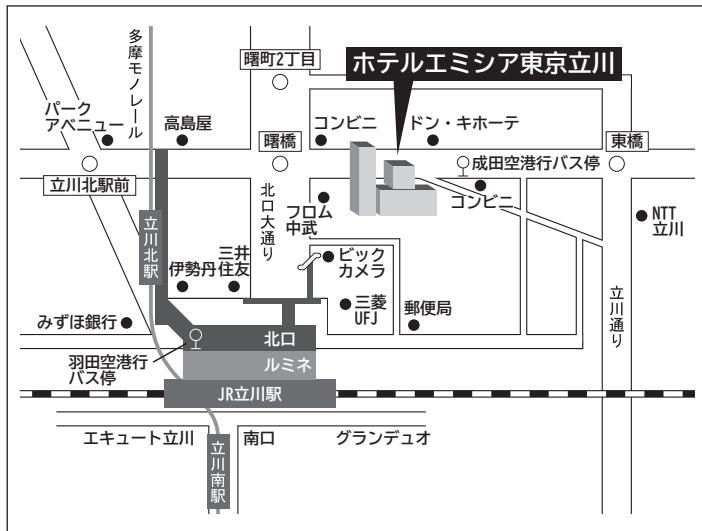
| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | いし はら あき お<br>石 原 彰 生<br>(1952年3月11日生) | 1986年4月 有限会社呉ソフトウエア工房（現株式会社呉ソフトウエア工房）代表取締役（現任）<br>2013年12月 当社監査役（現任）                                                | 一株         |
| ※2    | にし だ のり こ<br>西 田 紀 子<br>(1975年7月9日生)   | 2001年9月 EY新日本有限責任監査法人入社<br>2003年9月 EY税理士法人入社<br>2006年2月 税理士登録<br>2016年3月 米国公認会計士登録<br>2016年10月 マークス・グループ株式会社取締役（現任） | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 石原彰生氏及び西田紀子氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 西田紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。  
 5. 社外監査役候補者とした理由について  
 石原彰生氏は、企業経営及び当業界における豊富な経験や識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。  
 西田紀子氏は、税理士及び米国公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。  
 6. 社外監査役が監査役に就任してからの年数  
 石原彰生氏の当社での監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

東京都立川市曙町二丁目14番16号  
ホテルエミシア東京立川 4階 カルログランデ  
TEL 042-525-1121 (代表)



JR立川駅北口より徒歩約2分  
多摩モノレール立川北駅高島屋方面改札口より徒歩約3分

\*駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください  
ようお願い申しあげます。